

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	1 農地転用等の制限（許可・届出）	宮崎県 担い手農地対策課

規制等の内容

農地の転用等に当たっては、次の3つの制限があります。

1

農地又は採草放牧地の売買等の制限（許可・届出）
農地又は採草放牧地について、売買、賃借等により権利を移転し、又は設定する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。
なお、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併、時効等により権利取得した場合には、農業委員会に届け出る必要があります。
（農地法第3条第1項、第3条の3）

2

農地の権利移動を伴わない転用の制限（許可・届出）
自分の農地を農地以外のものに転用しようとする場合には、知事の許可を受けなければなりません。（農地法第4条第1項）
許可を行う機関は表2－1のとおりです。
なお、市街化区域内にある農地について、農業委員会に届け出た場合には、許可が不要となります。（同項第7号）

3

農地又は採草放牧地の転用のための売買等権利移動の制限（許可・届出）
農地又は採草放牧地について、転用目的で売買賃借等により権利を移転し、又は設定する場合には、知事の許可を受けなければなりません。（農地法第5条第1項）
許可を行う機関は表2－1のとおりです。
なお、市街化区域内にある農地又は採草放牧地について、農業委員会に届け出た場合には、許可が不要となります。（同項第6号）

表2－1＜4条及び5条許可の許可を行う機関＞

区分			4条許可	5条許可
許可 を行 う 機 関	知 事	担い手農地対策課 （本庁）	他法令（※1）との調整を要するもの	
			同一事業目的で 4 ha 超の農地（※2）	同一事業目的で 3,000㎡超の農地、 採草放牧地（※2）
		西臼杵支庁 農林振興局	同一事業目的で 4 ha 以下の農地	同一事業目的で 3,000 ㎡以下の農地、 採草放牧地
		宮崎市 西米良村 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	同一事業目的で 4 ha 以下の農地（2以 上の市町村の区域にわ たる農地に係るものを 除く）	同一事業目的で 4 ha 以下の農地（4 ha を超える農地又はその 農地と併せてする採草 放牧地の転用及び2以 上の市町村の区域にわ たる農地又は採草放牧 地に係るものを除く）
		都城市	同一事業目的で 3,000 ㎡以下の農地 （2以上の市町村の 区域にわたる農地に 係るものを除く）	同一事業目的で 3,000 ㎡以下の農地 （2以上の市町村の 区域にわたる農地又 は採草放牧地に係る ものを除く）

（次頁へ続く）

規制等の内容 (前頁から)	(※1) 都市計画法、森林法、砂利採取法、墓地埋葬法、廃掃法等 (※2) 同一事業の目的で4ha超の農地転用(農村産業法、リゾート法等適用のものを除く)については農林水産大臣協議が必要
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 宮崎県担い手農地対策課(農地調整担当) : TEL 0985-32-4464 (2) 関係農林振興局(地域農政企画課、南那珂・東臼杵は農政水産企画課)、 西臼杵支庁(農政水産課) : 電話番号は巻末参照 (3) 関係市町村(農業委員会) : 電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係市町村(農業委員会) : 電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	2 農業振興地域制度による規制	宮崎県 担い手農地対策課

規制等の内容	農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から総合的に農業の振興を図るべき地域として、県知事が農業振興地域を指定しています。 市町村長は、農業振興地域内において、農業施策の基本となる農業振興地域整備計画を定め、この中で農用地利用計画（農用地区域及び土地の農業上の用途）を定めています。 1 農用地区域内の土地では、指定された農業上の用途以外の利用ができません。 やむを得ず、指定された農業上の用途以外に利用する場合は、農用地利用計画の変更が必要です。 2 指定された用途以外に利用する場合の農用地利用計画の変更には、次の手続があります。 (1) 除外 農用地区域内にある土地について、指定を解除して農用地区域外にすること。 (2) 用途変更 農用地区域内にある土地について、農用地利用計画で指定されている農業上の用途を変更すること。 ○根拠法令 「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号） ○農業上の用途とは <table border="1"> <tr> <td>農 地</td><td>耕作の目的に供される土地</td></tr> <tr> <td>採草放牧地</td><td>主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地</td></tr> <tr> <td>混 牧 林 地</td><td>木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農地及び採草放牧地を除く。）</td></tr> <tr> <td>農 業 用 施 設 用 地</td><td>耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（上記用途に供される土地の保全又は必要な施設を除く。）で農林水産省令（法施行規則第1条）で定めるものの用に供される土地</td></tr> </table>	農 地	耕作の目的に供される土地	採草放牧地	主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	混 牧 林 地	木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農地及び採草放牧地を除く。）	農 業 用 施 設 用 地	耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（上記用途に供される土地の保全又は必要な施設を除く。）で農林水産省令（法施行規則第1条）で定めるものの用に供される土地
農 地	耕作の目的に供される土地								
採草放牧地	主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地								
混 牧 林 地	木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農地及び採草放牧地を除く。）								
農 業 用 施 設 用 地	耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（上記用途に供される土地の保全又は必要な施設を除く。）で農林水産省令（法施行規則第1条）で定めるものの用に供される土地								
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 宮崎県担い手農地対策課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464 (2) 関係農林振興局（地域農政企画課、南那珂・東臼杵は農政水産企画課）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 (3) 関係市町村（農業振興地域制度担当課）：電話番号は巻末参照								

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	3 農用地区域内における 開発行為の制限（許可）	宮崎県 担い手農地対策課

規制等の内容	農用地区域内で開発行為をしようとする者は、あらかじめ、県知事（宮崎市においては宮崎市長）の許可を受けなければなりません。 ＊【農業振興地域の整備に関する法律】第15条の2 1 次のいずれかに該当する場合は、許可できません。 (1) 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2) 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (3) 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に関する農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 2 次のような開発行為の場合には、許可は不要です。 ・国や地方公共団体が行う行為（一部を除く） ・農地法の農地転用許可や農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づき行う行為 ・通常の管理や軽易な行為 ・公益性が特に高い事業の実施に係る行為など 3 農業上の利用以外の用途に供するための開発行為を行う場合には当該土地を農用地区域から除外する必要があります。
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 宮崎県担い手農地対策課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464 (2) 関係農林振興局（地域農政企画課、南那珂・東臼杵は農政水産企画課）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 (3) 関係市町村（農業振興地域制度担当課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係市町村（農業振興地域制度担当課）：電話番号は巻末参照
備考	○ 開発行為：宅地（農業用施設用地）の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	4 土地改良事業により取得した財産の処分等の制限（承認）	宮崎県 農村整備課

規制等の内容	国等の補助事業である土地改良事業により取得した用水路や排水路、農道などの土地改良財産の処分等を処分制限期間内に行う場合は、処分等に先立って、国等の承認を得なければなりません。 なお、処分等を行った場合、補助金等相当額の返還義務が発生します。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条） ○ 土地改良財産 国、県又は市町村等が行う土地改良事業により整備された用水路、排水路及び農道などをいいます。 ○ 土地改良財産の処分等 用途廃止・交換・貸付等をいいます。 ○ 処分制限財産及び処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則の別表に定められています。
問い合わせ先	〈 相談窓口 〉 宮崎県農村整備課（土地改良・国土調査担当）：TEL 0985-26-7142 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 〈 申請窓口 〉 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	5 農地転用に伴う補助金の返還等	宮崎県 農村整備課

規制等の内容 工事が完了した年度の翌年度から起算して8年以内に土地改良事業の受益地を一定規模以上他の用途に転用する場合には、補助金返還又は免除の申請手続きが必要です。（「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付け44農地A第826号）」及び「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置要領（昭和44年5月24日付け44農地A第827号）」） なお、8年未経過の受益地で、農業振興地域の整備に関する法律により市町村が農用地区域に設定した土地は、原則として転用できません。例外的に、市町村が農地から農業用施設用地へ用途区分を変更した土地や、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設用地などでは、転用が認められる場合があります。 1 一定規模以上とは次の場合をいいます。 (1) ほ場整備事業の場合 ○ 10a以上の受益地の転用 ○ かんがい排水施設に係る受益地の転用で(3)に該当するもの (2) 農地開発事業の場合 ○ 10a以上の受益地の転用 (3) かんがい排水事業及びたん水防除事業の場合 ○ 受益地の10分の1以上の転用。なお、受益地の面積が100haを超えるときは、10ha以上の受益地の転用。 ○ 流通業務市街地の整備に関する法律の規定により決定された流通業務団地内、又は土地区画整理法の規定により行われる土地区画整理事業の施行地区内で10分の1以上の受益地の転用。なお、受益地の面積が100haを超えるときは、10ha以上の受益地の転用。 ○ 受益地の10分の1以上の農地を転用するものとして九州農政局長が指定する土地利用計画に定められた区域内での転用。なお、受益地の面積が100haを超えるときは、10ヘクタール以上の受益地の転用。 2 補助金の返還が免除される場合 (1) ほ場整備事業、かんがい排水事業及びたん水防除事業においては、以下に掲げる場合であって九州農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき ○ 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示または公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合 (次頁へ続く)	
--	--

規制等の内容 (前頁から)	○ 受益地で農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合 (2) 農地開発事業においては、以下に掲げる場合であって九州農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき ○ (1)に掲げる場合 ○ 地区内農業者の生活上もしくは農業経営上必要で欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、市町村その他の地方公共団体または国の施設の用に供する場合 ○ 地区内農業者の農業経営上必要な施設の用に供する場合 (3) 九州農政局長が農林水産省農村振興局長と協議して、特にやむを得ないと認めた場合
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県農村整備課（土地改良・国土調査担当）：TEL 0985-26-7142 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。） ・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。） ・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照
備 考	○ 土地改良事業：ほ場整備、かんがい排水などの事業をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	6 森林伐採の届出	宮崎県 森林経営課

規制等の内容 (次項へ続く)	1 地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採する場合、森林所有者等は、事前（伐採を開始する日の 90 日前から 30 日前までの間）に、森林の所在する市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければなりません。（森林法第 10 条の 8 第 1 項） 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者（分収林の場合の土地の所有者など）が連名で提出することが必要です。 また、伐採した森林（間伐を除く）について、伐採が終わった日から 30 日以内、造林が終わった日（天然更新の場合は更新が完了した（※））から 30 日以内に、それぞれその状況について市町村長に「伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書」を提出しなければなりません。（森林法第 10 条の 8 第 2 項） 届出書を提出しないで立木を伐採したときや、伐採の中止命令又は造林命令に従わないとき等は、100 万円以下、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況を報告しないときや、虚偽の報告をしたときは、30 万円以下の罰金等に処せられる場合があります。（森林法第 208 条第 1 項及び第 2 項、第 210 条第 1 項） ※ 天然更新の場合、5 年以内に適確な更新が完了しない時は、その後 2 年以内に人工造林により確実に更新し、造林が終わった日から 30 日以内に報告書を提出する必要があります。 2 森林経営計画に基づいて立木を伐採する場合、1 の事前届出は不要ですが、森林所有者等は、事後（伐採又は造林が終わった日、立木の譲渡をした日、若しくは、作業道の設置が終わった日から 30 日以内）に、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を市町村長等（認定権者）に提出しなければなりません。（森林法第 15 条）
------------------------------	--

問い合わせ先	〈 相談窓口 〉 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県森林経営課（森林計画担当）：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照 〈 届出窓口 〉 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照
備 考	森林所有者等とは、森林所有者や立木の買い受け人等、立木の所有権を有する者をいい、地方公共団体等も含まれます。 届け出を行う市町村によって、様式が異なっています。詳細は、関係市町村に問い合わせてください。 届け出を行う市町村によっては、伐採箇所に「伐採届旗」等を伐採箇所の周囲からよく見える場所に掲揚する必要があります。

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	7 林地の所有者異動の届出	宮崎県 森林経営課

規制等の内容	1 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地を取得した場合には、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合を除き、所有者となった日から 90 日以内に関係する市町村長に「森林の土地の所有者届出書」を提出しなければなりません。（森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項） ○届出の対象 届出の対象となる森林の土地の所有権の移転は、売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わず対象となります。 面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から 90 日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。 ○添付書類 土地の位置を示す地図 登記事項証明書（写しでもよい）、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類。 2 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときには、10 万円以下の過料が科されることがあります。（森林法第 213 条）
問い合わせ先	<相談窓口> 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県森林経営課（森林計画担当）：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照 <届出窓口> 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照
備考	この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	8 水源地域内の森林の土地取引 (届出)	宮崎県 森林経営課

規制等の内容	1 宮崎県水源地域保全条例第9条に基づき指定された「水源地域」内の森林である土地について売買などの契約を締結しようとするときは、その6週間前までに「土地の所有権等の移転等の届出書」を知事に提出しなければなりません。 ○届出対象の土地 水源地域内の、現況が森林で、地目が山林・原野・保安林・田又は田畑である土地。ただし、農地法第2条第1項の農地は除く。 ○届出対象の取引 贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用賃借、賃貸借に関する契約（相続は対象となりません）。 面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。 なお、取引の相手方が国や地方公共団体である場合などは対象となりません。 ○届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主など）。 ○届出期限 契約締結予定日の6週間前まで。 ○添付書類 ・土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面 （縮尺5万分の1程度、5千分の1程度(森林計画図等)の2種類) ・登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し 2 届出内容に不明な点などがある場合は、必要に応じて届出者（売主など）に報告を求めたり、土地への立ち入り調査を行ったりすることがあります。 また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした者又は報告徴収・立入調査を理由もなく拒む等の行為を行った者には、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名・住所及び勧告内容等を公表することがあります。
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県森林経営課（森林計画担当）：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局(林務課)：電話番号は巻末参照 <届出窓口> 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照
備考	この届出が行われた場合であっても、森林法や国土利用計画法に基づく届出(事後)は、新たに土地の所有者となった方(買主など)から市町村長に対して、別途行っていただく必要があります。

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	9 森林整備事業等の施行地等の転用に伴う補助金の返還等	宮崎県 森林経営課

規制等の内容	森林整備事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内（事業の内容によってはおおむね10年を経過するまでの間）に森林以外の用途へ転用する場合には、補助金返還又は免除の申請手続きが必要です。（「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整第315号）」） 1 転用が認められる場合（補助金の返還が必要な場合） 次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、転用が認められます。 （1） 事案発生に至る経緯において、森林所有者の経済的理由や地域社会における情勢等からやむを得ないと認められること （2） 再発防止策を都道府県・市町村・実施主体等で作成し、研修会、会議等で周知徹底を積極的に取り組んでいること （3） 転用等があった後も、返還対象事業の事業計画に定められた基本方針及び事業量等が達成できるなど、転用等が地域林業に及ぼす影響の度合いが小さいと判断されること 2 補助金の返還が免除される場合 公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用等する場合であって、次に掲げる場合においては、農林水産大臣の同意を得た上で、補助金等の返還が免除されます。なお、人命救助、災害の支援その他非常事態への対応のため緊急の必要がある場合は、事後に農林水産大臣の同意を得ることができます。 （1） 土地収用法（昭和26年法律 219号）第3条第1項各号に規定する事業に供する場合 （2） 天災等により施行地等がその機能を果たさなくなった場合 （3） その他林野庁長官と協議して特にやむを得ないと認める場合
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県森林経営課（森林整備担当）：TEL 0985-26-7158 西臼杵支庁・各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 西臼杵支庁・各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	10 林地開発行為の規制 (許可・報告)	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	地域森林計画対象の民有林を、土石の採掘または林地以外への転用など、土地の形質を変える行為によって1 ha（太陽光発電設備の設置は0.5 ha）を超えて開発する場合、林地開発許可制度に従って県知事の許可が必要になります。（森林法第10条の2） 1 許可の対象となる行為 住宅団地、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場、遊園地などのレジャー施設、工場、畜舎、農用地、採石場、残土処理場、太陽光発電設備発電施設、道路（幅員が3 mを超えるもの）・・・など 2 許可基準 「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の4つの観点から許可基準の定めがあります。 ○環境保全の許可基準の例 <table><tr><th>区 分</th><th>森林率（残置森林＋造成森林の率）</th><th>残置森林率</th></tr><tr><td>別荘地・スキー場の造成</td><td>－</td><td>おおむね60％以上</td></tr><tr><td>ゴルフ場の造成、宿泊・レジャー施設の設置</td><td>おおむね50％以上</td><td>おおむね40％以上</td></tr><tr><td>工場・事業場の設置</td><td>おおむね25％以上</td><td>－</td></tr><tr><td>住宅団地の造成</td><td>おおむね20％以上（緑地を含む）</td><td>－</td></tr></table> 3 許可の適用のない行為 次の場合は、許可制の適用が除外されています。 (1) 国又は地方公共団体が行う場合 (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合 4 林地開発行為の報告 前記3の(1)及び(3)の場合には、事前に知事への報告が必要です。			区 分	森林率（残置森林＋造成森林の率）	残置森林率	別荘地・スキー場の造成	－	おおむね60％以上	ゴルフ場の造成、宿泊・レジャー施設の設置	おおむね50％以上	おおむね40％以上	工場・事業場の設置	おおむね25％以上	－	住宅団地の造成	おおむね20％以上（緑地を含む）	－
区 分	森林率（残置森林＋造成森林の率）	残置森林率																
別荘地・スキー場の造成	－	おおむね60％以上																
ゴルフ場の造成、宿泊・レジャー施設の設置	おおむね50％以上	おおむね40％以上																
工場・事業場の設置	おおむね25％以上	－																
住宅団地の造成	おおむね20％以上（緑地を含む）	－																
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（保安林担当）：TEL 0985-26-7163 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照																	
備考	○ 林地開発行為：土石又は樹根の採掘・開墾その他の土地の形質を変更する行為をいいます。																	

区分	規制等の名称	担当課
2 農地・林地	11 保安林内の立木伐採等の制限 (許可・届出)	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	1 保安林制度 水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するために、特定の森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な施業により、森林のもつ公益的機能を維持増進するための制度です。 2 立木伐採等の制限（許可・届出） 保安林内において、次の行為を行う場合、知事の許可等を受けなければなりません。（森林法第 34 条） (1) 立木の伐採 ① 皆伐 ・申請が必要（年 4 回の皆伐限度面積の公表の日から 30 日以内） ② 択伐 ・人工林以外の森林については申請が必要 ・人工植栽した森林については届出が必要 ③ 間伐 ・届出が必要 (2) 保安林内の作業行為 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為 3 保安林の確認 保安林は地番指定となっていますが、登記簿や森林簿等の情報だけでは不十分な場合がありますので、必ず下記の問い合わせ先に地番で保安林の有無をご確認ください。
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（保安林担当）：TEL0985-26-7163 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照